

第19章 ITSスポット

第19章 ITSスポット

1. 総 則	5-19-1
1.1 適用範囲	5-19-1
1.2 目 的	5-19-1
1.3 関係法令および基準	5-19-1
2. ITSスポット設置設計	5-19-2
2.1 システム構成	5-19-2

第19章 ITSスポット

1. 総 則

1.1 適用範囲

本要領は、北海道開発局が管理する高規格幹線道路に設置するITSスポットに適用する。

一般国道に設置する場合は、本局担当課と協議すること。

1.2 目 的

ITSスポットは、専用狭域通信、路側無線装置を介して、車両に搭載されたITS車載器との間で路車間通信を行い、情報提供サービス、情報接続サービス、決済サービス等を実現するための手段として設置することを目的とする。

1.3 関係法令および基準

ITSスポットの計画および設計にあたって遵守すべき主たる法令および基準は、次のとおりである。

- (1) 路側無線装置 (DSRC：スポット通信) 仕様書 (案)
- (2) センター間インタフェース (DSRC：スポット通信) 仕様書 (案)
- (3) プローブ処理装置 (DSRC：スポット通信) 仕様書 (案)
- (4) 音声処理装置 (DSRC：スポット通信) 仕様書 (案)
- (5) 中央処理装置 (DSRC：スポット通信) 仕様書 (案)
- (6) 情報接続処理装置 (DSRC：スポット通信) 仕様書 (案)
- (7) その他関係法令及び基準

2. ITSスポット設置設計

2.1 システム構成

本装置は、下記の機器および装置から構成される。

【現地】

- ① 路側無線装置 (5.8G)
- ② メディアコンバータ (MC)

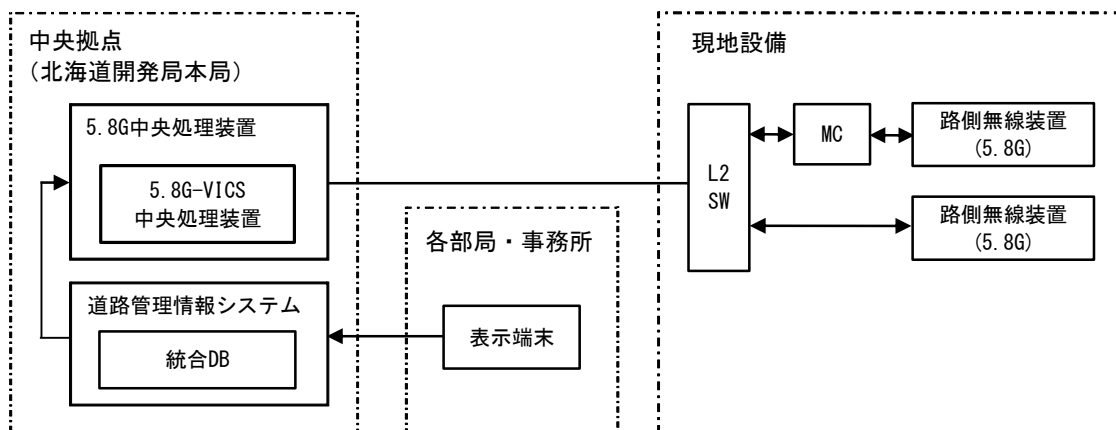


図19.2.1 システム構成